**第２３２回大阪府海区漁業調整委員会　議事録**

|  |  |
| --- | --- |
| **１開催日時** | **令和３年５月１３日（木）　午後３時４０分から４時１５分** |
| **２場　　所** | **大阪府咲洲庁舎　迎賓会議室** |
| **３出席委員** | **今井一郎、多田稔、岡修、奥浩幸、津本芳孝、常松睦弘、田中映治、　　　　　伊瀬隆二、樋口正明、村上知子、（鍋島靖信）** |
| **４府関係者** | **北川課長、新瀬補佐、松下副主査**  **佐野水産研究部長(センター長)** |
| **５事 務 局** | **井坂書記長、久保書記、笹島書記** |
| **６議事事項** | **海区漁場計画の一部改正（案）について　他** |
| **７議事概要**  **事 務 局**  **(井坂書記長）** | **定刻となりましたので、ただ今から第２３２回大阪海区漁業調整委員会を開催させていただきます。**  **携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。**    **本日は、委員１０名全員に出席いただいておりますので、本日の委員会が有効に成立していることを報告させていただきます。**    **本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第に記載しております、**  **・「海区漁場計画の一部改正（案）」に係る答申**  **・瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出**  **・「漁業許可の公示」に係る答申の３件でございます。**  **それでは、今井会長、議事の進行よろしくお願いします。** |
| **会　　長** | **はじめに、本日は委員会ですので、議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第７条第２項の規定に基づき、私から指名させていただきます。**  **議事録署名人につきましては、岡委員と樋口委員にお願いします。**  **それでは、議事に入ります。**  **議題１、「海区漁場計画の一部改正（案）」について、先ほど公聴会を開催しましたが、これを成案化するにあたり、知事からの諮問がありますので、これに対する審議をお願いしたいと思います。**  **まず、「海区漁場計画の一部改正（案）」について、水産課から説明をお願いしたいと思いますが、前回の委員会で改正案については説明を受けていますので、前回の説明を捕捉する部分や変更点があれば、その点を中心に説明をお願いします。** |
| **水産課**  **（笹島主査）** | **水産課指導調整グループの笹島です。お手元の資料に基づき説明させていただく前に、これまでの海区漁場計画の手続きについて簡単に説明したいと思います。**  **海区漁場計画の改正案については、昨年度（本年）3月に案を作り、それをもとに海上保安庁や港湾局の関係者と文書協議し、了承を得ています。また、改正案についての府民意見を募集するため3月17日から4月16日の間でパブリックコメントを実施しましたが、特に意見はございませんでした。パブコメの結果は、本日14時に報道提供をしております。あわせて先ほど開催した公聴会においても、口述書の提出や意見等もございませんでした。**  **こうした結果等を踏まえて、前回の海区委員会でもお話しましたように、海区委員会資料1-1にある海区漁場計画の一部変更について、案をださせていただいております。案の内容ですが、前回説明させていただいた通りで、その後変更はありません。3ページの改正計画案には、今までの漁業権免許21号に、今回第22号ということで泉佐野漁協の共同漁業権内に新しくカキ養殖の区画漁業権を免許する海区漁場計画です。第1種区画漁業のカキ養殖については、後ろのページに漁場図があり、ここでの海区漁場計画をたてることになります。**  **手続きとしては、今回の委員会でこの改正案にご了承をいただければ、5月中に海区漁場計画を公示し、免許申請を受け付け、それを海区委員会に諮問し、9月1日に免許する予定です。ご審議のほどよろしくお願いします。** |
| **会　　長** | **ありがとうございます。**  **ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。** |
| **委　　員** | **（質疑等なし）** |
| **会　　長**  **水産課**  **（笹島主査）**  **会　　長**  **水産課**  **（笹島主査）**  **会　　長**  **水産課**  **（笹島主査）**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事 務 局**  **(久保書記）**  **会　　長**  **事 務 局**  **(井坂書記長）**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **水産課**  **(松下副主査)**  **会　　長**  **委　　員**  **会　　長**  **各 委 員**  **会　　長**  **事 務 局**  **（久保書記）**  **会　　長**  **委　　員**  **会　　長**  **事 務 局**  **(井坂書記長）**    **会　　長** | **ご意見・質問等ないですか。ないようでしたら、私から質問をさせていただきます。今回のカキ養殖の存続期間が令和3年9月1日から令和5年8月31日となっているのはなぜですか。**  **基本的に区画漁業権の存続期間は5年ですが、令和5年9月1日に漁業免許の一斉更新を行うので、それまでの期間は短期免許として付与し、令和5年9月1日からはすべての免許が規定通りの期間となり、区画漁業権は5年間の免許になります。**  **雑談的なことですが、大阪では過去にはカキの養殖がおこなわれていませんでしたが、近年カキの養殖をやってみようという野心的な漁師さんが増えてきましたね。**  **大阪南部の阪南市などでは10年くらい前からやりだし、府民にも好評を得ているので、カキ養殖にチャレンジする漁協が出てきたようです。**  **大阪湾の基礎生産力は大きく、カキがプランクトンを食うぐらいは何でもないので、折角ある海の力を利用し、カキ養殖がうまくいけばいいですね。**  **カキ養殖は海の浄化にもつながり、漁業の振興にも役立つので、今後はカキ養殖について水産課も後押ししていきたいと考えています。**  **他、何かありませんか。先ほどの公聴会でも公述はありませんでしたので、第1号議案「海区漁場計画の一部改正（案）」については、「原案どおり認める。」ということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。**  **異議なし**  **異議なしとのことですので、本件は改正案のとおり認めることとします。それでは、知事への答申案文を事務局からお願いします。**  **（答申案を配布）それでは答申案を読み上げさせていただきます。**  **答申案　大海委第号、番号は取って入れさせていただきます。**  **令和3年5月13日**  **大阪府知事吉村洋文さま　大阪海区漁業調整委員会　会長今井一郎**  **海区漁場計画の一部改正について（答申）**  **令和3年4月26日付け水第1271号で諮問のあった標記については、原案どおり改正することを認めます。　　　以上です。**  **ありがとうございます。**  **引き続いて議題２の「瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出」について、審議をお願いしたいと思います。**  **内容について、事務局から説明をお願いします。**  **本件は事務局から説明させていただきます。資料２をご覧ください。**  **まず、裏面をご覧いただき、令和3年4月27日付けで、当該委員会の事務局を務めます瀬戸内海漁業調整事務所長から大阪府環境農林水産部長に対し、委員の任期が今年9月30日で満了することを受け、次期委員の報告依頼がありました。これを受けましておもて面ですが、5月10日付けで大阪府環境農林水産部長から本委員会に委員の選出と報告の依頼がありました。**  **瀬戸内海広域漁業調整委員会は、府県を越えて広域に対応する資源の管理に関する事項を協議・調整するために、瀬戸内海に面する１１の府県を対象に設置されているものです。**  **また、当該委員については、漁業法第153条第4項第1号で、瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選したもの1名を充てることとされており、現在、大阪海区委員会からは岡委員に就任いただいています。**  **つきましては、大阪海区漁業調整委員会における瀬戸内海広域漁業調整委員会の次期委員を大阪府へ報告する必要がありますので、本委員会で選出いただきたくお諮りするものです。**  **ありがとうございます。**  **瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員を決めなければいけないいうことですが、どなたか委員に立候補される方はおられますか。**  **おられないようでしたら、これまでの経験等も踏まえて、府漁連の会長である岡委員に引き続きお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。**  **異議なし**  **それでは、次期瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員については、引き続き岡委員にお願いしたいと思います。岡委員よろしくお願いします。**  **大阪府への報告については、事務局にお願いしておきます。**  **それでは、最後の議題になります「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。**  **水産課指導調整グループの松下です。議題の（３）について資料３-１と、大阪府漁業調整規則の抜粋をご覧ください。前回の委員会で制度の概要を説明させていただきましたが、もう一度説明させていただきます。令和2年11月に大阪府漁業調整規則が改正され、それ以後、対人許可の新規・継続及び対船許可の新規は海区委員会に諮問し、公示することとなりました。対人許可とは人に対して許可を与え、対船許可とは船に対して許可を与えるものです。第11条で、知事は許可や起業の認可を行うとき、一から六の事項に関する制限措置を定めて、その内容と許可申請すべき期間を公示しなければならないとされています。一から六については、漁業の種類であるとか、船舶の数、トン数、漁業者数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業者の資格について定めています。また申請すべき期間は、1か月を下らない範囲内で漁業種類ごとに知事が定める期間としております。ただし、操業時期を失するなど、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす事情がある場合はこの限りでないとされています。第３項では、知事は第1項の制限措置内容および申請期間を定めるとき、海区漁業調整委員会に諮問しなければならないとされています。**  **次に第十四条第一項ですが、対船許可に関して、既に許可を受けていたものが、その許可の有効期間の満了に伴い、同一船舶で継続申請する場合は公示不要ということです。ただ、今回公示する小型定置網漁業は対人許可であるため、第十四条第一項には該当せず、公示が必要になります。**  **今回諮問させていただく小型定置網漁業とマナガツオ流し網漁業について、府の許認可方針では申請期間を2か月としていますが、下に示す理由から公示・申請期間を本件に限り2週間とさせていただきたいと考えています。**  **今後の予定について本日5月13日の諮問・答申後、5月14日から27日まで大阪府HPで公示掲載し、小型定置網は6月1日から、マナガツオ流し網は6月5日からの許可を出す予定です。**  **資料3-3をご覧ください。**  **小型定置網は1人、マナガツオ流し網は例年通り15隻です。小型定置網の操業区域、設置位置は別添図のとおりです。参考資料をご覧ください。要望は、小型定置網は忠岡漁協から1人、マナガツオ流し網は岡田浦2隻、西鳥取3隻、下荘3隻、尾崎7隻の合計15隻です。以上で説明を終わらせていただきます。**  **ありがとうございます。**  **ただ今の水産課からの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。**  **（質疑等なし）**  **それでは、議題の３「漁業許可の公示」について、「原案どおり認める。」ということで答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。**  **異議なし**  **ありがとうございます。異議なしとのことですので、事務局から答申案文をお願いします。**  **（答申案配付）**  **答申案**  **大海委第　号、こちらも番号は取って入れさせていただきます。**  **令和3年5月13日**  **大阪府知事吉村洋文さま　大阪海区漁業調整委員会　会長今井一郎**  **漁業許可の公示について（答申）**  **令和3年5月13日付け水第１２６３-２号で諮問のあった標記については、原案どおり定めることを認めます。　　　以上です。**  **ありがとうございます。答申案につきまして、質問等はございませんか。**  **（質疑等なし）**  **よろしいでしょうか。それでは本議題につきましては、答申案を承認します。これで本日予定していた審議は終了しました。事務局から何か連絡事項等ありますか。**  **本日は、公聴会に引き続いて委員会審議ありがとうございました。**  **次回委員会についてですが、ご審議をお願いする案件の予定は現在ございません。案件等が出てまいりましたら、改めて日程調整をさせていただきたいと思います。その際はよろしくお願いします。**  **それでは、これをもって第232回大阪海区漁業調整員会を閉会することにします。みなさん、本日はお疲れ様でした。** |